法律の現場から 151

認知症などになった人たちに対する後見業務

弁護士　篠原　宏二

人は老いると認知の能力が低下していき、意思決定や財産管理をすることができなくなる場合があります。入所する施設を選ぶことができなかったり、銀行で預金を下ろせなかったり、買い物をして支払をすることができなかったりします。

そのような場合、家庭裁判所への申立てにより、後見人等が選任されます。後見人には、親族がなる場合もありますが、弁護士や司法書士などの専門職の後見人が選任される場合もあります。

以前は弁護士が後見業務をやることは多くありませんでしたが、ここ10年ほどで多くの弁護士が携わるようになりました。私も後見業務を何件か担当していますが、様々な経験をされてきた高齢者のサポートをすることはやりがいのある仕事です。また、医療関係者や福祉・介護関係者などと接する機会も多く、学ぶことがたくさんあります。弁護士も研修などで研鑽を重ね、よりよいサポートをすることができるようにしていきます。

■名古屋北法律事務所　ちくさ事務所
名古屋市千種区池下一丁目6番20号
チサンマンション池下306
（池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分）

北医療生協

無料法律相談

なるべく早く相談をお受けできるよう、相談希望日をお聞きし、弁護士との日時の調整を行っています。申し込みの際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。

☎(052)914-4554
（組織担当課）くらしの委員会

■会場　名古屋北法律事務所
（地下鉄「平安通」下車すぐ）
住所：名古屋市北区平安2-1-10
第5水光ビル3階